

安全設備規則

規則

2010年 第2回 一部改正

2010年10月15日 規則 第76号

2010年7月6日 技術委員会 審議

2010年7月27日 理事会 承認

2010年9月13日 国土交通大臣 認可

2010年10月15日 規則第76号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

3 編 救命設備

4 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される救命設備の特例

4.3 その他の特例

4.3.5 を次のように改める。

4.3.5 レーダー・トランスポンダー及び AIS-SART

-1. **2.16.1-2.**にかかわらず，国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外の船舶のうち，次のいずれかに該当する船舶に備えるレーダー・トランスポンダー又は AIS-SART を 1 個として差し支えない。

- (1) 総トン数 500 トン未満の船舶。
- (2) 船級符号に *Restricted Greater Coasting Service* 又はこれらに相当する付記を有する船舶。
- (3) 船級符号に *Coasting Service* 又はこれらに相当する付記を有する船舶。

-2. **2.16.1-2.**にかかわらず，国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外の船舶のうち，次のいずれかに該当する船舶にはレーダー・トランスポンダー及び AIS-SART を備えなくて差し支えない。

- (1) 船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶。
- (2) 瀬戸内を航行する船舶。
- (3) 区域を限定して航行する船舶。

附 則

1. この規則は，2010年10月15日から施行する。

安全設備規則検査要領

要
領

2010年 第2回 一部改正

2010年10月15日 達 第90号

2010年7月6日 技術委員会 審議

2010年10月15日 達 第90号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

-2.(3)として、次の1号を加える。

-1. 本規則に規定する年次検査、中間検査及び定期検査は、**鋼船規則 B 編**に規定する年次検査、中間検査及び定期検査を行うときに行う。

-2. **規則 2 編 1.1.3-5.(2)**に該当する臨時検査については次による。

(1)及び(2)は省略)

(3) 大人用救命胴衣

2010年7月1日前に建造開始段階にあった船舶について、2010年7月1日以降の最初の定期的検査までに**規則 3 編 2.1.2-1.(3)**に規定する要件に適合していることを確認する。

附 則

1. この達は、2010年10月15日から施行する。